

大田市観光 PR 動画等データ記録媒体使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大田市観光PR動画等データ記録媒体（以下「記録媒体」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 記録媒体 大田市の観光をPRするための動画等のデータを記録した媒体
- (2) 使用者 記録媒体の貸し出しを受けて使用する者

(貸出する記録媒体)

第3条 この規程において、貸出の用に供する記録媒体は、別表のとおりとする。

(使用目的)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合、記録媒体の貸し出しを認めるものとする。

- (1) 大田市の観光振興に寄与すると認められる場合。
- (2) 公共的な目的で使用する場合。
- (3) 観光振興課長が特に認める場合。

(使用の承認)

第5条 使用者は、あらかじめ、大田市観光PR動画DVD等貸出申請書（様式第1号）を観光振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 大田市並びに大田市の執行機関が使用する場合。
- (2) 大田市内の学校等が教育の目的で使用する場合。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合。

(使用の制限)

第6条 観光振興課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、記録媒体の貸出を承認するものとする。

- (1) 政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (2) 第7条（使用上の遵守事項）に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 大田市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 記録媒体の正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (6) 記録媒体が使用できない状態にあるとき。

- (7) 個人的に、又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用しようとするとき。
 - (8) 営利を目的として記録媒体を使用し、又は使用するおそれのあるとき。
 - (9) 所有権もしくは著作権を侵害するか、またはそれに関して紛争を生じるおそれがあると認めるとき。
 - (10) その他観光振興課長が記録媒体の使用について不適當であると認めるとき。
- 2 前項に規定する承認をしたときは、使用者に対し通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 借用期間を遵守すること。
- (3) 記録媒体を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (4) 記録媒体を複製しないこと。
- (5) 記録媒体が破損・汚損しないように努めること。
- (6) その他観光振興課長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消)

第8条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。

2 前項の場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 記録媒体を破損・汚損した場合は、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならない。

2 借用期間中に、記録媒体の盗難、棄損、紛失等の損害が生じた場合は、速やかに報告し、市の指示に従うものとする。

(承認者の責任)

第10条 記録媒体の使用により、使用者に生じた被害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、記録媒体の取扱いに関し必要な事項は、観光振興課長が別に定める。

別表

①	フニクリ・フニクラ大田市版	
	(1)	DVDメディア
	(2)	CDメディア
②	oda/side-A oda/side-B	
	(1)	DVDメディア：日本語版
	(2)	DVDメディア：英語版
	(3)	DVDメディア：繁体字版
	(4)	DVDメディア：簡体字版

附 則

この規程は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月15日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

大田市観光PR動画DVD等貸出申請書

年 月 日

大田市産業振興部観光振興課長 様

申請者 団体名
住所（所在地）
代表者名
担当者名
連絡先

大田市観光PR動画等データ記録媒体の借用について、下記のとおり申請します。なお、使用するにあたり、大田市観光PR動画等データ記録媒体使用規程の内容を遵守し、適正に取り扱います。

記

1	使用目的	
2	借用媒体 ※借用希望 メディア欄 に○印を	① フニクリ・フニクラ大田市版
		DVDメディア
		CDメディア
		② oda/side-A oda/side-B
		DVDメディア：日本語版
		DVDメディア：繁体字版
		DVDメディア：英語版
		DVDメディア：簡体字版
3	借用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
4	受取方法	来訪 ・ 郵送（着払い） ※どちらかに○印を
	（返却先）	〒694-8502 大田市大田町大田口1111 大田市役所産業振興部観光振興課 （郵送での返却も可能です）
5	備考	

※以下、観光振興課記入欄

観 第 号

上記申請のとおり使用することを認めます。なお、使用にあたっては使用規程を遵守の上、適正な取り扱いを行ってください。

年 月 日
大田市産業振興部観光振興課長

返却確認	年 月 日返却
	担当：◎